

X その他

1 学力検査及び面接等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 中学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者等で配慮を要する者の学力検査及び面接等については、事前に志願する高等学校長と電話等で連絡・調整の上、令和 8 年 12 月以降のできるだけ早い時期に、高等学校長にウェブ出願システムを通じて、**受験上の配慮申請書（様式 P）**により申請する。
- (2) **受験上の配慮申請書（様式 P）**を受理した高等学校においては、所属教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該中学校長にウェブ出願システムを通じて、**受験上の配慮通知（様式 Q）**により通知する。
- (3) 海外帰国者等で配慮を要する者については、「6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項」（40 頁）による。

2 進路指導と助言

- (1) 専門学科において、当該学科の教育課程を履修することが身体上のことで極めて困難と認められる場合は、入学を許可しないことがある。
- (2) 中学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について相談する必要がある生徒について、あらかじめ関係高等学校長の助言を得るなど適切な進路指導を行う。
- (3) 高等学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について、中学校長から相談を受けた場合は、必要な助言を行う。

3 不正行為の扱い

不正行為を行った者については、選抜の対象から除かれる場合がある。

4 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付

中学校長は、入学者選抜で合格した生徒の指導要録抄本又は原本の写し、児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）等を当該高等学校長に **3 月 26 日（金）**までに親展扱いにて持参又は簡易書留で送付すること。ただし、通信制課程に関する選抜で合格した生徒については、**合格が確認でき次第直ちに**送付すること。

なお、令和 3 年 3 月末日までに中学校を卒業した者については、児童生徒健康診断票の送付は不要とする。

5 入学者選抜に係る検査の得点の開示

検査の得点の開示は、ウェブ出願システムで実施する。開示の方法及び期間等については別に通知する。

6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項

海外帰国者等の選抜については弾力的に対応するため、次の諸点に留意して事務処理に当たること。

(1) 「海外帰国者等」とは、次の者をいう。

ア 海外帰国者

出願時において、海外滞在が1年以上で、帰国後3年未満の者

イ 中国残留孤児の子

ウ 日本在留外国人の子

「家族滞在」等の在留資格で県内に居住又は居住予定の者

(2) 「弾力的に対応する」とは、次のような配慮をすることであり、高等学校長はこれらを必要に応じて行うことができる。

ア 学力検査及び面接等の実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行い、日本語の能力をみること。

イ アの結果などにより、学力検査において、教科数を減じたり、個々の日本語の能力に応じて実施時間を延長したりすること。

ウ その他選抜において、特に必要なことについて配慮すること。

(3) 出願資格及び出願手続等について疑義がある場合、県立高等学校にあっては県教育庁高校教育課教育指導第二班、仙台市立高等学校にあっては仙台市教育局学校教育推進部高校教育課、石巻市立高等学校にあっては石巻市教育委員会学校教育課に照会すること。

7 特別な事情を有する生徒の副申書に関する取扱い

中学校長は、心理的なこと、情緒的なこと、身体的なことなど特別な事情を有する生徒について副申書を添付するときは、進学後の参考となる事柄について記載する。

高等学校長は、副申書の記載内容について特に配慮することができる。